

「議案第 53 号久御山町水道事業給水条例一部改正について」に対する
附帯決議

今回の水道料金の改定率は平均 24% で大幅な引き上げであり、長期にわたる料金の据え置きが主要な要因である。久御山町はこれまでの企業努力により 17 年間水道料金を据え置き、低料金で維持されたことは認めるが、人口減少や社会的要因により収入が減少し、平成 29 年度から 2 年連続の純損失を計上し、かつ昨年度初めて累積欠損金を計上した。

早急な経営健全化を図り将来世代に負担を残さない必要があることから、議案第 53 号は可決となったが、議会は水道検討委員会での附帯意見に加え、下記の事項に留意して適正な執行に努めることを強く求めるものである。

1. 今回の改正内容についてあらゆる機会をとらえて、経過や必要性の周知を図り、今後も住民に対する説明責任を果たすこと。
2. 中長期的な経営計画を立てる上で財源の見通しを迅速に且つ、的確に把握するとともに、受水先である京都府に対しても最大限の要望をし、今後の改定については最小限の引き上げ幅に押さえることを最大の目標として取り組むこと。
3. 次回料金改定では、改定までの経営努力を明確にした上で、その予測を示し、事前に議会、住民に対して十分な説明をおこなうとともに、最大限の住民理解を得る努力をすること。

以上決議する。

令和元年 9 月 24 日

京都府久世郡久御山町議会